

さいたま市契約公報

第10号
令和元年5月31日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（8件）

○道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事	2
○さいたま市（仮称）市税事務所開設に伴う物品等移設業務	12
○特殊浴槽の購入	15
○さいたま市保健科学課ジェネティックアナライザシステムの賃貸借	19
○さいたま市生活科学課誘導結合プラズマ質量分析計賃貸借	22
○さいたま市生活科学課パージトラップガスクロマトグラフ 質量分析計賃貸借	26
○さいたま市CALS／EC業務支援システムサーバ機器等賃貸借	29
○さいたま市図書館電算システムパソコン機器等賃貸借	33

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市介護保険システム運用支援業務	37
・什器類（その17）の買入れ	37
・さいたま市立病院医療総合情報システム運用支援業務	37
・さいたま市立病院医療総合情報システム更新賃貸借 （再リース平成31年4月～平成32年1月分）	37
・さいたま市児童相談所情報システム端末 ハードウェア・ソフトウェア賃貸借	37
・さいたま市プレミアム付商品券システム構築業務 （旧さいたま市臨時給付金システム改修）	38
・さいたま市CALS／EC業務支援システム改修業務	38
・館岩少年自然の家建物管理業務	38

一般競争入札の告示（16件）

○さいたま市防災ガイドブックデータ作成業務	38
○ミニスコープ 外2件の購入	41
○音響・映像機器一式の購入	44
○活動服上衣（男性） 外22件の購入	47
救助服上衣 外4件の購入	47
○さいたま市Web会議システム賃貸借	50
○さいたま市区ガイドマップ作成業務	52
○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた ボランティア推進業務	56
○さいたま市老人クラブ連合会育成指導業務	59

○歯科外来機器の購入	6 2
検査科機器（その1）の購入	6 2
手洗装置の購入	6 2
尿流量測定装置の購入	6 2
耳鼻咽喉科外来機器の購入	6 2
高低体温維持装置の購入	6 2
○さいたま市保健所L G W A N端末機器システム賃貸借	6 5
○さいたま市臨床微生物係リアルタイムP C Rシステムの賃貸借	6 8
○さいたま市立高砂小学校仮設校舎賃貸借	7 1
○さいたま市立大谷小学校仮設校舎賃貸借	7 4
○三橋小学校（1－1・2 1棟）改築工事基本設計業務	7 8
○原山小学校（8棟）改築工事基本設計業務	8 2
○さいたま市S N Sを活用した相談窓口業務	8 6
公募型プロポーザル方式の手続の開始（2件）	
○さいたま市スポーツ施設の整備計画策定支援業務	8 9
○さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務	9 2

[水道局]

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）

○さいたま市水道局南部配水場外4か所で使用する電気	9 5
さいたま市水道局南下新井配水場外7か所で使用する電気	9 5
さいたま市水道局馬宮配水場外3 1か所で使用する電気	9 5
○マッピングシステム機器賃貸借	1 0 0

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第49号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約整理番号
3 1 - 4 4 5 9 - 3
- (2) 工事名
道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事
- (3) 工事場所

さいたま市桜区西堀9丁目地内外

(4) 工事期間

議会の議決を得たる日から令和4年12月15日まで

(5) 工事概要

延長572m 土工（掘削）51,000m³ 地盤改良工（高圧噴射攪拌、スラリー攪拌）210本（中層混合処理）1,300m³ 場所打擁壁工（U型擁壁）9ブロック（重力式擁壁）208m³ プレキャスト擁壁工336m 場所打函渠工（標準内空W8.5*H5.5 2連）10ブロック カルバート工（雨水貯留施設）4箇所 仮橋・仮栈橋工5箇所 土留・仮締切工（鋼矢板）904枚（連続地中壁工）196セット 舗装工3,600m²

(6) 予定価格

4,241,446,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）

(8) 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。

(9) 本工事は、消費税率10%として取り扱う。

2 入札・契約手続方法等

(1) 入札手続の方法等

本件入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年6月1日施行）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札システムに参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

(2) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

(3) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

(4) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(5) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札参加形態

3者による特定共同企業体とする。本工事について1者が複数の特定共同企業体の構成員となる

ことはできない。

4 設計図書等の閲覧又は貸出し

設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する「道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事発注図書公開URLファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。

なお、閲覧又は貸出しを希望する場合、代表構成員となり得る者が4(1)に設計図書等貸出申請書を提出しなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課

(2) 閲覧又は貸出受付期間

公告日から令和元年6月14日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

5 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関する質問がある場合は、質問内容を電子入札システム又は質疑応答書を持参により提出すること。

なお、質問内容を電子入札システムに登録する場合にあっては、質問内容（題名、質問事項欄等）欄に特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 持参による提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

担当 工事契約第1係 電話 048（829）1180

(2) 提出期間

公告日から令和元年6月14日（金）まで（ただし、持参による提出の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 質問に対する回答

市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、令和元年6月28日（金）の午前9時から午後4時までの間、さいたま市財政局契約管理部契約課において掲示する。ただし、回答の内容によっては書面のみにより行う場合がある。

6 入札説明書の交付等

入札説明書は、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、本入札に参加を希望する者に対し、交付するものとする。

(1) 交付場所

5(1)に同じ

(2) 交付期間

本公告日から令和元年6月14日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

ただし、明らかに参加資格がないと認められる者には交付しない。

7 入札参加資格

本工事の入札に参加できる特定共同企業体は、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、(12)によるものとする。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「土木工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けているものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年6月10日（月）から令和元年6月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- (5) 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書における総合評定値が、土木一式工事について1,200点以上であること。ただし、7(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 平成21年度以降に、連続地中壁による土留めを使用し、開削工法により掘削深10m以上、構造物内空幅（1連又は複数連の合計内空幅）15m以上のボックスカルバート工事を元請けとして完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限ること。）。

ウ 次の条件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定していること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にあること。

(10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書における総合評定値が、土木一式工事について850点以上であること。ただし、7(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の総合数値を、平成31年さいたま市告示第497号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

(12) 特定共同企業体の結成方法

ア 3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

8 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に掲げる方法により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 原則として、入札に参加しようとする者は、8(6)イに定める提出期間内に、競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにおいて提出すること。

(2) 8(1)の参加申請を行った者は、8(6)イの提出期間内に、8(4)に定める提出資料のうちイからシについて、5(1)の提出先に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 電子入札システムを利用できない場合には、8(1)に定める手続は不要とし、8(6)イに定める提出期間内に、8(4)に定める提出資料について、5(1)の提出先に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

オ 委任状（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定）様式第4号）

カ 工事に配置予定の技術者に係る一級土木施工管理技士合格証明書の写し又は一級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したことを証明する書類及び監理技術者においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

キ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、カに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

ク 7(9)ア及び7(10)アに規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ケ 7(9)イに規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し。なお、共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

コ 社会保険等の加入に関する誓約書（社会保険等に全て加入している場合）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合）。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類の該当する状況の書類を併せて提出すること。

サ 資本関係又は人的関係確認書

シ 入札参加停止措置に関する誓約書

※ エ及びオについては、袋とじにして各構成員の割印を押すこと。

※ カ、キ、ク及びケについて、日本語以外で記載されているものは、日本語に翻訳したものを添付すること。

(5) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の交付等

8(4)アからオ及びコからシの書類を、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、本入札に参加する者に対して、次のとおり交付するものとする。

ア 交付場所

5(1)に同じ

イ 交付期間

4(2)に同じ

ウ 交付費用

無償

ただし、明らかに入札参加資格がないと認められる者には交付しない。

(6) 一般競争入札参加資格等確認申請書類等の提出

ア 提出先

5(1)に同じ

イ 提出期間

令和元年6月10日（月）から令和元年6月21日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

ウ 提出部数

1 部

(7) 一般競争入札参加資格等確認申請書類の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、一般競争入札参加資格等確認申請書類を受理しない。また、受理した一般競争入札参加資格等確認申請書類の返却は行わない。

(8) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果について、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次の通り通知する。

ア 通知場所

5(1)に同じ

イ 通知日時

令和元年6月26日(水) 午前9時から午後4時まで

ウ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

エ 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、その理由について、令和元年6月26日(水)から令和元年6月28日(金)(午前9時から午後5時まで)までに5(1)の提出先に書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和元年7月2日(火)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

9 入札書の提出方法及び開札日時等

入札書の提出方法及び開札日時等については次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。

(2) 提出期間

令和元年7月9日(火) 午前9時から令和元年7月11日(木) 午後5時まで

(3) 郵送又は持参による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

ア 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第1係

イ 提出方法

郵送による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 入札書の提出期限

令和元年7月9日(火) 午前9時から令和元年7月11日(木) 午後5時必着(持参による場合は午前9時から午後5時まで)

10 開札の場所及び日時

(1) 開札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(2) 開札日時

令和元年7月12日（金）午後1時30分

1.1 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札時に入札金額見積内訳書を提出すること。

イ 代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出すること。

(4) 入札の回数は、1回とする。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 郵送又は持参による入札の場合においては、電子くじに使用する「くじ入力番号」として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

1.2 落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格

設定する。ただし、失格基準は設定しない。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札

(7) 予定価格を超えた金額による入札

(8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

- ア 入札書の押印のない入札書の入札
- イ 金額を訂正した入札書による入札
- ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- ク 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の代理をした者がした入札
- ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

(9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1.5 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

- ア 政府の保証のある債券
- イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手
- ウ 銀行等の保証証書
- エ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証証書

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
- イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

(3) 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.6 支払条件

(1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の10分の4以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、1.6(2)を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1 7 その他

- (1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。
- (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

1 8 担当課（問い合わせ先）

- (1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第1係
電話 048 (829) 1180 FAX 048 (829) 1986

- (2) 工事を担当する課

さいたま市中央区下落合 5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課
電話 048 (840) 6209 FAX 048 (840) 6267

1 9 Summary

- (1) Contract for tender:

Construction work of Nishibori Hinata Tunnel (tentative) on the second construction area of Dojo-Mimuro Road

- (2) Date and time for bid submission:

From July 9, 2019, 9:00 a.m. to July 11, 5:00 p.m.

- (3) Date and time for opening bid:

July 12, 2019, 1:30 p.m.

- (4) Contact point for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau,
Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1180

さいたま市公告（調達）第50号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市（仮称）市税事務所開設に伴う物品等移設業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「運送・運行」の受注希望業務「貨物運送・運行」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年6月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成21年4月1日以降に、延床面積5,000㎡以上の官公庁庁舎の移転業務を元請けとして契約した実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

担当 管理係 電話 048(829)1160

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p064720.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月21日(金)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 仕様書の貸出

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書を貸出するものとする。

(1) 貸出場所

3(1)アに同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 返却方法

入札説明書のとおり

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和元年7月5日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た

場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年7月17日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月19日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、同条第3項の規定により調査を行う場合がある。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部税制課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Relocation services for the Saitama City municipal tax offices

(2) Date and time of tender:

July 19, 2019, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Tax Division, Department of Tax, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1160

さいたま市公告（調達）第51号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

特殊浴槽

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院新病院

(3) 数量・特質等
入札説明書のとおり

(4) 納入期限
令和元年12月27日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年6月17日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者であること。

(5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
担当 用度係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月24日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月2日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年7月12日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課用度係

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月17日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院仮設棟1階会議室2

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月17日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

Medical Bathtubs

- (2) Date and time of tender:

July 17, 2019, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Finance Division, Department of Hospital Administration, City Hospital, Health and Welfare Bureau, Saitama City

2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan

Tel: 048-873-4274

さいたま市公告（調達）第52号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市保健科学課ジェネティックアナライザシステムの賃貸借

- (2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課

- (3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

- (4) 借入期間

令和元年12月1日から令和7年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年6月18日（火）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
担当 臨床微生物係 電話 048(840)2255

(2) 交付期間

公告の日から令和元年7月2日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月9日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た

場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年7月16日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2研修室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
電話 048(840)2255 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Genetic Analyzer System for Saitama City

(2) Date and time of tender:

July 18, 2019, 10:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Health Science Division, Institute of Health Science, Health and Welfare Bureau,
Saitama City

7-5-12 Suzuya, Chuo Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 338-0013, Japan

Tel: 048-840-2255

さいたま市公告（調達）第53号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活科学課誘導結合プラズマ質量分析計賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成 31 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目の資格を有すると認められた者であること。なお、平成 31・32 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年 6 月 14 日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課
担当 家庭化学係 電話 048(840)2261

(2) 交付期間

公告の日から令和元年 6 月 20 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月1日(月) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年7月16日(火) 書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2研修室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
電話 048(840)2250 FAX 048(840)2267

(9) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課
電話 048(840)2260 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Lease contract for tender

Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometer for Saitama City' s Life Science Division

- (2) Date and time of tender:

July 18, 2019, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Life Science Division, Institute of Health Science, Health and Welfare Bureau, Saitama City

7-5-12 Suzuya, Chuo Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 338-0013, Japan

Tel: 048-840-2260

さいたま市公告（調達）第54号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市生活科学課パージトラップガスクロマトグラフ質量分析計賃貸借

- (2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課

- (3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

- (4) 借入期間

令和2年1月1日から令和7年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年6月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課
担当 家庭化学係 電話 048(840)2261

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月1日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年7月16日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日（木）午前10時15分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2研修室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
電話 048(840)2250 FAX 048(840)2267

(9) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課
電話 048(840)2260 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender

Purge and Trap Gas Chromatograph Mass Spectrometer for Saitama City's Environmental Science Division

(2) Date and time of tender:

July 18, 2019, 10:15 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Life Science Division, Institute of Health Science, Health and Welfare Bureau, Saitama City

7-5-12 Suzuya, Chuo Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 338-0013, Japan

Tel: 048-840-2260

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市CALS/EC業務支援システムサーバ機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市内 さいたま市ネットワークセンター

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年6月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局技術管理課
担当 技術管理係 電話 048（829）1515

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和元年7月5日（金）までに交付するものとする。
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和元年7月23日（火）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局技術管理課
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和元年7月25日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 1階第 2 入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年 7 月 25 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 15 年さいたま市制定）第 15 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市建設局土木部土木総務課
電話 048(829)1483 FAX 048(829)1988

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市建設局技術管理課
電話 048(829)1515 FAX 048(829)1988

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市建設局技術管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Lease contract for tender:

Servers and equipment for Saitama City's CALS/EC support system

- (2) Date and time of tender:

July 25, 2019, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Engineering Standard Management Division, Construction Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1515

さいたま市公告（調達）第56号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市図書館電算システムパソコン機器等賃貸借

- (2) 借入場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1外

- (3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

- (4) 借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登録のない者（当該営業種目について登録がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年6月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には即時に対応ができる者であること。なお、設置作業については、作業のために臨時休館日等を設けること無く、通常の休館日で設置完了できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館管理課
担当 企画・調査係 電話 048(871)2176

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和元年7月5日(金)午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和元年7月12日(金)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館管理課
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和元年7月17日(水)午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ8階 さいたま市立中央図書館ミーティング室B
 - (4) 入札保証金
見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和元年7月17日(水)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
6(3)イに同じ
 - (6) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 入札の無効
さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に

該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町 11-1 さいたま市立中央図書館管理課

電話 048(871)2176 FAX 048(884)5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市立中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender

Computers and Peripheral Devices Saitama Municipal Library's Computer System

(2) Date and time of tender:

July 17, 2019, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Management Division, Saitama Municipal Chuo Library, Saitama City

11-1, Higashi Takasago, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0055, Japan

Tel: 048-871-2176

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公示第11号

次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①11-1 ②さいたま市介護保険システム運用支援業務 一式 ③さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月29日 ⑤富士通株式会社関東支社 支社長 恒成和広 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑥75,900,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①11-2 ②什器類（その17）の買入れ ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月22日 ⑤株式会社雄飛堂 代表取締役 中田弘明 埼玉県さいたま市大宮区東町1-54 ⑥33,438,420円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月31日さいたま市公告（調達）第28号

①11-3 ②さいたま市立病院医療総合情報システム運用支援業務 一式 ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月28日 ⑤富士通株式会社関東支社 支社長 恒成和広 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑥31,560,840円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①11-4 ②さいたま市立病院医療総合情報システム更新賃貸借（再リース平成31年4月～平成32年1月分） 一式 ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年4月1日 ⑤富士通株式会社関東支社 支社長 恒成和広 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑥9,057,960円（月額） ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①11-5 ②さいたま市児童相談所情報システム端末ハードウェア・ソフトウェア賃貸借 一式 ③さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 ④令和元年5月9日 ⑤北日本コンピューターサービス株式会社 代表取締役 江畑佳明 秋田県秋田市南通築地15-32 ⑥939,600円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成31年3月15日さいたま市公告（調達）第34号

① 11-6 ②さいたま市プレミアム付商品券システム構築業務（旧さいたま市臨時給付金システム改修）一式 ③さいたま市経済局商工観光部商業振興課 さいたま市浦和区仲町4-2-20 ④平成31年4月26日 ⑤富士通株式会社関東支社 支社長 恒成和広 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑥32,780,000円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

① 11-7 ②さいたま市CALS/EC業務支援システム改修業務一式 ③さいたま市建設局技術管理課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和元年5月8日 ⑤三菱電機株式会社関越支社支社長 山倉智之 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命ビルLAタワー34F ⑥40,260,000円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

① 11-8 ②館岩少年自然の家建物管理業務一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 ④平成31年3月26日 ⑤株式会社ニッコトラスト 代表取締役 若生喜晴 東京都中央区日本橋堀留町2-4-3 ⑥35,977,630円 ⑦随意契約 ⑧平成31年1月31日さいたま市公告（調達）第29号 ⑨地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第128号

さいたま市防災ガイドブックデータ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市防災ガイドブックデータ作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札資格参加者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」又は「その他の製

作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成26年4月1日以降に、地方公共団体において防災に関する市民向けの啓発ガイドブックを元請で企画及び作成した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災企画係 電話 048(829)1126

(2) 交付期間

告示の日から令和元年6月11日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 仕様書の返却方法

入札説明書のとおり

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和元年6月14日（金）に交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月20日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月20日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話 048(829)1128 FAX 048(829)1936

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1126 FAX 048(829)1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第139号

ミニスコープ 外2件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ミニスコープ 外2件

(2) 納入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター生活科学課

(3) 数量

ア ミニスコープ 1式

イ 感染防止機能付クリオスタット 1式

ウ デュアル冷却超低温フリーザー 1式

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

令和元年9月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「精密機械」内の営業種目「理化学器械器具」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和元年6月14日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月24日（月）及び令和元年6月25日（火）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができ

ない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課
電話 048(840)2262 FAX 048(840)2267

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第140号

音響・映像機器一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

音響・映像機器一式

(2) 納入場所

さいたま市中央区本町東3-5-43 与野本町コミュニティセンター

(3) 数量

1式

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

令和元年10月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「学校・保育用品」内の営業種目「視聴覚機器」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和元年6月14日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月21日(金)及び令和元年6月24日(月)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日（水）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部コミュニティ推進課
電話 048（829）1067 FAX 048（829）1969

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第141号

活動服上衣（男性） 外22件、救助服上衣 外4件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 活動服上衣（男性） 外22件

イ 救助服上衣 外4件

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

ア 1(1)アの物品 令和元年10月31日及び令和元年12月26日

イ 1(1)イの物品 令和元年10月18日及び令和元年12月13日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「繊維品」内の営業種目「被服」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和元年6月14日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月21日(金)及び令和元年6月24日(月)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額

の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和元年7月3日(水)午後2時30分

(イ) 1(1)イの物品 令和元年7月3日(水)午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課

電話 048(833)7938 FAX 048(833)7641

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第153号

さいたま市Web会議システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市Web会議システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和元年10月1日から令和3年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「コンピューターソフト」又は種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 福島 電話 048(829)1913

(2) 交付期間

告示の日から令和元年6月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月18日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月25日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月25日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課
電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
電話 048(829)1913 FAX 048(829)1916

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第136号

さいたま市区ガイドマップ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市区ガイドマップ作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 10 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成 31・32 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本市又は他市町村において地図作成に係る契約実績を有する者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市区ガイドマップ作成業務仕様書等 1 部を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 藤林、藤井 電話 048(829)1834

(2) 交付期間

告示の日から令和元年 6 月 19 日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

本契約の業務等に質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付方法

電子メールによる。なお、送付の際は、次の事項を順守すること。

ア 受付期間に質問が到着すること。

イ 電子メールの表題は「区ガイドマップに関する質問」とすること。

ウ 書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

(2) 質問提出先

電子メールアドレス kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

(3) 受付期間

本告示日から令和元年6月13日（木）正午まで

(4) 回答

ア 回答期間

令和元年6月17日（月）までに回答するものとする。

イ 回答方法

仕様書を交付した全ての業者に対して電子メールで回答する。3の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

なお、質問した業者名は非公開とする。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)を証明する契約書の写し及び成果物

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

6 競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月24日（月）午前9時から午後4時まで

(3) 交付方法

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和元年6月25日（火）午後4時までに、さいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。広告の掲載で得られた収入は受託者のものとし、広告収入を差し引いた金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の1

0に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に添付する書類

入札書には、広告収入のわかる収支計画書、企画編集に含まれる主な業務名とその費用及び印刷製本に係る単価が確認できる内訳書を添付すること。

(3) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月1日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(8) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(9) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときには、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(11) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月1日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(7)イに同じ

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(13) 最低制限価格

設定しない。

(14) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(15) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1834 FAX 048(829)1992

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 本入札の手續きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(5) 提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。

(6) 審査結果の異議の申し立ては、受け付けない。

さいたま市告示第107号

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたボランティア推進業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたボランティア推進業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和2年3月25日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「企画・運営」、業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」又は業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 国際的なスポーツイベント又は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのボランティアに係る支援業務全般（計画策定、研修、運営等を対象とし、単に物品を納める等の業務は除く）の履行実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付
本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部
担当 大西、篠澤 電話 048(829)1023
イ さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p065273.html>
- (2) 交付期間
告示の日から令和元年6月7日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和元年6月10日(月)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和元年6月12日(水)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月18日(火)午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月18日(火)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部

電話 048(829)1023 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第154号

さいたま市老人クラブ連合会育成指導業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市老人クラブ連合会育成指導業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和元年7月16日から令和2年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）

に業務「イベント・催事」の受注希望業務「その他イベント・催事」又は業務「その他」の受注

希望業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は人口30万人以上の地方公共団体と、任意団体等又はイベント等の運営に係る業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階シルバーバンク内 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

担当 宮崎 電話 048(881)8627

(2) 交付期間

告示の日から令和元年7月3日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月8日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月12日(金)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所1階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月12日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階シルバーバンク内 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(881)8627 FAX 048(881)8637

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第142号

歯科外来機器外5件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 歯科外来機器

イ 検査科機器（その1）

ウ 手洗装置

エ 尿流量測定装置

オ 耳鼻咽喉科外来機器

カ 高低体温維持装置

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院新病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和元年12月27日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
担当 用度係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和元年6月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月21日(金)午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和元年7月3日(水)午前10時00分

(イ) 1(1)イの物品 令和元年7月3日(水)午前10時15分

(ウ) 1(1)ウの物品 令和元年7月3日(水)午前10時30分

(エ) 1(1)エの物品 令和元年7月3日(水)午前10時45分

(オ) 1(1)オの物品 令和元年7月3日(水)午前11時00分

(カ) 1(1)カの物品 令和元年7月3日(水)午前11時15分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院仮設棟1階会議室2

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第143号

さいたま市保健所L G W A N 端末機器システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所L G W A N 端末機器システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所内執務室

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和元年10月1日から令和5年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課
担当 管理係 電話 048(840)2205
 - (2) 交付期間
告示の日から令和元年6月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付方法
CD-ROM
 - (4) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月19日(水) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月27日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月27日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所保健総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第99号

さいたま市臨床微生物係リアルタイムPCRシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市臨床微生物係リアルタイムPCRシステムの賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和元年10月1日から令和7年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「レンタル・リース」内の営業種目で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
担当 臨床微生物係 電話 048(840)2255

(2) 交付期間

告示の日から令和元年7月2日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月9日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日(木) 午前10時45分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
電話 048(840)2255 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第129号

さいたま市立高砂小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立高砂小学校仮設校舎賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市浦和区岸町4-1-29
- (3) 業務概要
仕様書等のとおり
- (4) 借入期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「名簿」という。)に業種「建築工事業」の等級区分がS級で登載され、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者又は更生手続開始の決定がされた者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者又は再生手続開始の決定がされた者であること。
- (6) 設計に対応する建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (7) 工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置す

る技術者は参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (8) 本体構造において、自社の構造設計一級建築士の設計にて適合性の確認ができる者であること。
- (9) 過去10年以内に学校施設において、同種同程度の賃貸借契約における校舎施工実績を有する者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 石口 電話 048(829)1636

(2) 閲覧又は貸出期間

告示の日から令和元年6月17日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(6)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し

オ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し

カ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し

キ 2(9)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設課

- (5) 提出方法
持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和元年6月24日（月）午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 仕様書等に関する質問及び回答
- (1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。
- ア 提出先
4(4)に同じ
- イ 提出方法
4(5)に同じ
- ウ 受付期間
3(2)に同じ
- (2) 質問に対する回答
- ア 公表場所
3(1)に同じ
- イ 公表日時
5(2)に同じ
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札参加申請の確認
一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (3) 入札書の提出方法
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札の日時及び場所
- ア 日時

令和元年7月3日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(8) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、辞退することができる。

(9) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(11) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1636 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第130号

さいたま市立大谷小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立大谷小学校仮設校舎賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市見沼区大字大谷18
- (3) 業務概要
仕様書等のとおり
- (4) 借入期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「名簿」という。)に業種「建築工事業」の等級区分がS級で登載され、かつ、市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者又は更生手続開始の決定がされた者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者又は再生手続開始の決定がされた者であること。
- (6) 設計に対応する建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (7) 工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (8) 本体構造において、自社の構造設計一級建築士の設計にて適合性の確認ができる者であること。
- (9) 過去10年以内に学校施設において、同種同程度の賃貸借契約における校舎施工実績を有する者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 石井 電話 048(829)1636

(2) 閲覧又は貸出期間

告示の日から令和元年6月17日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(6)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し

オ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し

カ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し

キ 2(9)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設課

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月24日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

4(4)に同じ

イ 提出方法

4(5)に同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日（水）午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 1階第 1 入札室

(5) 入札保証金

見積もった金額の 100分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年 7 月 3 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(8) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、辞退することができる。

(9) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(11) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1636 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の 100分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第 124 号

三橋小学校（1-1・21 棟）改築工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うの

で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
三橋小学校（1-1・21棟）改築工事基本設計業務
- (2) 履行場所
さいたま市大宮区三橋2-20
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和2年2月28日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務中分類「学校施設」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 平成21年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される幼稚園を除く学校の用に供される延べ面積1,000㎡以上の建物の新築、増築又は改築の基本又は実施設計

業務（増築又は改築に係る設計業務にあつては、当該増築又は改築部分について延べ面積1,000㎡以上であること。）を元請として完成させた実績を持つ者（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）であること。

(7) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書の閲覧及び貸出

仕様書は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 岡田 電話 048(829)1642

(2) 閲覧又は貸出期間

告示の日から令和元年6月17日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設課

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月27日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

4(3)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

令和元年6月27日(木) 午前9時から午後4時まで

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日(水) 午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき者が2人以上あるときは、くじによりこれを決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第125号

原山小学校（8棟）改築工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

原山小学校（8棟）改築工事基本設計業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区原山1-30-12

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年2月28日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務中分類「学校施設」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(6) 平成21年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される幼稚園を除く学校の用に供される延べ面積1,000㎡以上の建物の新築、増築又は改築の基本又は実施設計業務（増築又は改築に係る設計業務にあつては、当該増築又は改築部分について延べ面積1,000㎡以上であること。）を元請として完成させた実績を持つ者（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）であること。

(7) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書の閲覧及び貸出

仕様書は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書貸出申請書

により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

担当 岡田 電話 048(829)1642

(2) 閲覧又は貸出期間

告示の日から令和元年6月17日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設課

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月27日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

4(3)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

令和元年6月27日(木) 午前9時から午後4時まで

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日(水) 午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月3日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき者が2者以上あるときは、くじによりこれを決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第127号

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務

(2) 履行場所

委託者と受託者が協議の上決定

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成29年1月1日から令和元年5月30日までの間、国又は地方公共団体と、子どもの悩みに関するSNSを活用した相談にかかる業務契約を2回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10　さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 048（711）5479

(2) 交付期間

告示の日から令和元年6月14日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和元年6月19日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和元年6月26日(水)午前11時30分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
- (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和元年6月26日(水)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
6(2)イに同じ
- (5) 最低制限価格
設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加で

きない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1989

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育課総合教育相談室
電話 048(711)5479 FAX 048(711)5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課総合教育相談室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第138号

さいたま市スポーツ施設の整備計画策定支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名
さいたま市スポーツ施設の整備計画策定支援業務
 - (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
 - (3) 業務概要
スポーツ施設の利用状況や将来の人口動態などを踏まえ、本市が目指すべきスポーツ施設の総量を算出したうえで、本市スポーツ施設の中長期的な整備計画を策定するための支援。
 - (4) 履行期間
契約締結日から令和2年3月27日まで
 - (5) 提示限度額
9,300,000円（消費税相当額を含む。）を上限とする。
- 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項
企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に、業務「計画策定」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本告示日から企画提案書提出期限の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
 - (4) 過去5年の間に、官公庁に対して、公共施設の整備方針に関する計画策定業務、計画策定支援業務、進行管理業務又は関連する業務の実績を有し、かつ、これを誠実に履行している者であること。
- 3 企画提案に係る実施要項等の交付
企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要項等を交付するものとする。
- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p065288.html>
 - (2) 交付期間
告示の日から令和元年6月27日（木）午後5時まで
- 4 参加意思の表明手続き
企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加意思の表明手続きを行っていない者は、参加する資格を

有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 実施要項に定める書類

(2) 受付期間

本告示日から令和元年6月7日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当　スポーツ施設係　電話　048（829）1729

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。詳細は、実施要項を参照すること。

(1) 受付期間

令和元年6月14日（金）から令和元年6月18日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

ア 電子メール

電子メールアドレス sports-shinko@city.saitama.lg.jp

なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

イ 到達確認先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和元年6月21日（金）までにホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部及び副本9部）

イ 見積書　1部

(2) 受付期間

令和元年6月14日（金）から令和元年6月27日（木）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
- イ 実施要項に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市スポーツ施設の整備計画策定支援業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

8 その他

- (1) 企画提案書提出期限の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
電話 048(829)1729 FAX 048(829)1996

さいたま市告示第97号

さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和元年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名
さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要
受託者が持つ受診勧奨の手法や分析により、本市特定健康診査及び国保健康診査の受診率を向上させる。
- (4) 履行期間
契約締結日から令和2年3月31日まで
- (5) 予算の上限額
本プロポーザルの予算上限額は15,319,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に、業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で登載されている

者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から企画提案書提出期限の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、本招請に参加していない者であること。

(5) 平成29年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は人口30万人以上の地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要項等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p065118.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和元年6月6日（木）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書 1部

イ 2(5)の実績を示す書類 各1部

(ア) 契約書の写し

(イ) 検査結果の写し又は契約金額が入金されたことがわかる書類等（通帳の入金履歴等）の写し

(2) 受付期間

本招請日から令和元年6月6日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ときわ会館 3階 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課

担当 保健事業係 電話 048(829)1277

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。詳細は、実施要項を参照すること。

(1) 受付期間

3(2)に同じ

(2) 受付方法

ア 電子メール

電子メールアドレス kokumin-kenkou@city.saitama.lg.jp

なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

イ 到達確認先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答

令和元年6月10日(月)までにホームページに掲載する。

6 参加資格確認通知の交付

確認審査終了後、参加資格確認通知を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月10日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 9部

イ 見積書 9部

(2) 提出期間

令和元年6月11日(火)から令和元年6月20日(木)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

8 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 企画提案書提出期限の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要項による。

11 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課

電話 048(829)1277 FAX 048(829)1938

〔水道局〕

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市水道局公告（調達）第14号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア さいたま市水道局南部配水場外4か所で使用する電気 4, 151, 000キロワット時

イ さいたま市水道局南下新井配水場外7か所で使用する電気 5, 645, 000キロワット時

ウ さいたま市水道局馬宮配水場外31か所で使用する電気 3, 250, 755キロワット時

(2) 需要場所

ア 1(1)ア さいたま市緑区上野田992-1 南部配水場外4か所

イ 1(1)イ さいたま市岩槻区南下新井907-8 南下新井配水場外7か所

ウ 1(1)ウ さいたま市西区飯田新田351 馬宮配水場外31か所

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「その他」内の営業種目「電気」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市水道局業務部管財課に所定の様式により、令和元年6月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
担当 契約係 電話 048(714)3080

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/007/p064663.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月28日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 仕様書の貸出

本入札に参加を希望する者は、次により仕様書の貸出を行うものとする。

(1) 提出書類

水道局仕様書貸出申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) その他

郵送希望者については、水道局仕様書貸出申請書の提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和元年7月4日（木）及び令和元年7月5日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において競争入札に付する件名ごとの返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年7月16日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)ア 令和元年7月18日（木）午前9時30分

(イ) 1(1)イ 令和元年7月18日（木）午前9時40分

(ウ) 1(1)ウ 令和元年7月18日（木）午前9時50分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに、見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約事務規程第27条及びさいたま市水道局特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市水道局制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部配水課

電話 048 (714) 3114 FAX 048 (833) 6459

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市水道局業務部管財課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048 (714) 3080 FAX 048 (832) 3336

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

a Supply of Electricity to Saitama City Bureau of Waterworks Nanbu Distribution plant and Other 4 Plants—4,151,000 Kilowatt-hours

b Supply of Electricity to Saitama City Bureau of Waterworks Minamishimoarai Distribution Plant and Other 7 Plants—5,645,000 Kilowatt-hours

c Supply of Electricity to Saitama City Bureau of Waterworks Mamiya Distribution Plant and Other 31 Plants—3,250,755 Kilowatt-hours

(2) Date and time of tender:

a July 18, 2019, 9:30 a.m.

b July 18, 2019, 9:40 a.m.

c July 18, 2019, 9:50 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,
Saitama City Waterworks Bureau

6-14-16, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-8532, Japan

さいたま市水道局公告（調達）第15号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

マッピングシステム機器賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16外4か所

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和2年1月1日から令和5年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に掲載のない者（当該営業種目について掲載がない者を含む。）は、さいたま市水道局業務部管財課に所定の様式により、令和元年6月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 仕様書の内容を遵守し、賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合、即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

担当 契約係 電話 048(714)3080

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/007/p064663.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月28日(金)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 仕様書の貸出

本入札に参加を希望する者は、次により仕様書の貸出を行うものとする。

(1) 提出書類

水道局仕様書貸出申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) その他

郵送希望者については、水道局仕様書貸出申請書の提出時において返信用封筒(角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの)に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和元年7月4日(木)及び令和元年7月5日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒(角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの)に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年7月16日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日(木)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。)第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月18日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約事務規程第27条及びさいたま市水道局特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市水道局制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
電話 048 (714) 3080 FAX 048 (832) 3336

(9) 業務を担当する課

さいたま市北区東大成町 2-445-1 さいたま市水道局給水部維持管理課
電話 048 (788) 2210 FAX 048 (669) 2260

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、契約事務規程第 6 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市水道局業務部管財課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
電話 048 (714) 3080 FAX 048 (832) 3336

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Lease contract for tender:

Lease of the terminals and printers for using Mapping System which deal with water pipeline information

(2) Date and time of tender:

July 18, 2019, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,

Saitama City Waterworks Bureau

6-14-16, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-8532, Japan

Tel: 048-714-3080